社会福祉法人光道会 今井保育園 延長保育実施要綱

- 第1条 本要綱は、今井保育園(以下、当園)における延長保育について定めることを目的とする。
- 第2条 延長保育の対象者は、当園入所児とする。
- 第3条 延長保育料は、月末締めでその月の延長保育時間を集計し、翌月10日までに徴収する。
- 第4条 延長保育料は、10分間につき50円とする。

付 則

1. 本要綱は、平成27年10月1日から施行する。